

金融庁

表6-4 金融庁における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況（個表）

政策ごとの評価結果については、総務省ホームページ
 (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.html) を参照されたい。

また、政策評価の結果の政策への反映状況は、以下の一覧のとおりである。

1 事前評価

表6-4-（1） 規制を対象として評価を実施した政策

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	プロ向けファンドに関する規制の見直し	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令」等が公布・施行された（平成28年3月施行）。
2	銀行等グループの利益相反管理体制の見直し	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令」が公布・施行された（平成28年3月施行）。
3	中央清算されない店頭デリバティブ取引への証拠金授受の義務付け	・ 規制の事前評価及びパブリックコメントの結果を踏まえ、「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等が公布された（平成28年3月）。
4	金融グループにおける経営管理の充実	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（28年3月提出）。
5	共通・重複業務の集約を通じた金融仲介機能の強化（3件）	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（28年3月提出）。
6	金融グループにおけるIT・決済関連業務の取扱い（2件）	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（28年3月提出）。
7	銀行代理業制度、外国銀行代理業務制度の見直し（4件）	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（28年3月提出）。
8	臨時休業時の店頭掲示期間の見直し	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（28年3月提出）。
9	ITの進展等を踏まえた現行制度の見直し（4件）	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（28年3月提出）。
10	仮想通貨交換業に係る制度整備（2件）	・ 規制の事前評価の結果を踏まえ、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（28年3月提出）。

（注）表中の（ ）の件数は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上

表6-4-(2) 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> 租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、保険会社の火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実について税制改正要望（27年8月）を行った結果、平成28年度税制改正大綱（27年12月）において、保険会社の異常危険準備金制度について、特例積立率の適用期限を3年延長することが盛り込まれた。
2	投資信託等に係る二重課税調整措置の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、投資信託等に係る二重課税調整措置の見直しについて税制改正要望（27年8月）を行った。
3	投資法人に係る税制優遇措置の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、投資法人に係る税制優遇措置の拡充について税制改正要望（27年8月）を行った結果、平成28年度税制改正大綱（27年12月）において、投資法人に係る課税の特例に関して、特定の資産の割合が総資産の50%を超えていることとする要件について、特定の資産の範囲に再生可能エネルギー発電設備を含めることができる期間を再生可能エネルギー発電設備を最初に賃貸の用に供した日から20年（現行：10年）以内に終了する各事業年度とすることが盛り込まれた。
4	事業再生ファンドに係る企業再生税制の特例の延長	<ul style="list-style-type: none"> 租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、事業再生ファンドに係る企業再生税制の特例の延長について税制改正要望（27年8月）を行った結果、平成28年度税制改正大綱（27年12月）において、次の見直しを行った上で特例を3年延長することが盛り込まれた。 <ul style="list-style-type: none"> ① 対象となる中小企業者の範囲を、金融機関から受けた事業資金の貸付けに係る債務の弁済について中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の施行の日（平成21年12月4日）から平成28年3月31日までの間に条件の変更を受けたものに限定する。 ② 確定申告書に添付すべき書類について、再建計画に係る計画書の記載事項から再生債権の取得対価の額を除外するとともに、第三者による確認書類の記載事項に再生債権の取得対価の額が適正であることを確認した旨を加える。
5	確定給付年金制度の見直しに伴う所要の措置	<ul style="list-style-type: none"> 租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、確定給付年金制度の見直しに伴う所要の措置について税制改正要望（27年8月）を行った結果、平成28年度税制改正大綱（27年12月）において、確定給付企業年金法等の改正を前提に、税制上の所要の措置を講ずることが盛り込まれた。
6	一時差異等調整引当額についての所要の措置	<ul style="list-style-type: none"> 租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、一時差異等調整引当額についての所要の措置について税制改正要望（27年8月）を行った結果、平成28年度税制改正大綱（27年12月）において、投資法人に係る課税の特例に関して、投資法人の支払配当等の額が配当可能利益の額の90%を超えていることとする要件における配当可能利益の額について、原則として純資産控除項目の額のうち前期繰越利益の額を超える部分の金額を控除する等の調整措置を講ずることが盛り込まれた。

2 事後評価

表6-4-(3) 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	金融機関の健全性を確保	【改善・見直し】

<p>するための制度・環境整備</p>	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、「金融機関等検査旅費」、「金融検査手法向上経費」、「モニタリング支援情報整備・活用経費」、「リスク計測参照モデル関係経費」、「デジタルフォレンジック関連システム経費」、「自己資本比率規制の国内実施に係る必要な経費」、「金融機能強化法に基づく資本増強の審査等に必要な経費」及び「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習経費」の平成28年度予算要求（563百万円※）を行い、政府予算案に計上（384百万円※）された。 ※復興庁所管において一括計上された分を含む。 <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、平成28年度機構・定員要求において以下の要求を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融分野のサイバーセキュリティ対策に対応するための横断的組織の整備のため、サイバーセキュリティ対策企画調整室長の機構及び審議官（サイバーセキュリティ担当）1名、サイバーセキュリティ対策企画調整官1名の定員の要求を行った。 ○ 外国銀行全体に対するモニタリングや監督の強化のため、企画官（外国銀行・国際業務担当）1名の機構の要求を行った。 ○ 金融モニタリング体制の充実強化のため、国際金融統括検査官1名の機構及び金融証券検査官1名の定員の要求を行った。 <p><法令・制度の整備・改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、主に以下の法令等の整備・改正を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 24年11月に証券監督者国際機構（IOSCO）より最終報告書「証券化商品関連規制に係るグローバルな動向」が公表されたことを踏まえ、証券化商品への投資等に関する留意点等を明確化するため、監督指針の改正を行った（27年4月）。 ○ 単体を対象とした銀行業態に係るレバレッジ比率の開示規定を整備するため、告示及び監督指針の改正を行った（27年6月）。 ○ バーゼル3の枠組みに基づき、28年から新たに導入されることとなる資本バッファ規制に関して、命令、告示、監督指針等の改正を行った（27年11月）。また、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）及び国内のシステム上重要な銀行（D-SIBs）を指定するため、告示の制定を行った（27年12月）。 ○ 27年12月、バーゼル委においてG-SIBs選定用データの定義に変更があったことを受け、G-SIBsの選定用データの開示に関して、告示の改正を行った（28年3月）。 <p><事前分析表への反映></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、測定指標（大口信用供与等規制の見直しに係る制度整備）を削除した。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融行政方針の策定・公表 金融行政が何を指すかを明確にするとともに、その実現に向け、いかなる方針で金融行政を行っていくかについて、「平成27事務年度金融行政方針」として公表（27年9月）。 本方針においては、質の高い金融仲介機能の発揮等を通じ、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大の実現を目指すことを明らかにしている。 このような姿の実現を目指し、「活力ある資本市場と安定的な資産形成の実現、市場の公正性・透明性の確保」、「金融仲介機能の十分な発揮と健全な金融システムの確保」等に向けた取組みを進めた。 さらに、金融庁自身の改革として、「開かれた体制の構築」や、「金融機関の創意工夫を引き出す監督行政」に取り組んだ。 ○ 外部有識者との対話の充実 ベターレギュレーションを推進する観点から、25年11月より、財務省と共同で「金融・資本市場活性化有識者会合」を開催。金融界をはじめとする各界の有識者と議論を行い、我が国の金融・
---------------------	---

		<p>資本市場活性化のために重要であると考えられる新たな課題等について意見書「金融・資本市場活性化有識者会合意見書」を公表（27年6月）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ オン・オフ（検査・監督）一体的なモニタリングの推進 26年9月に公表した金融モニタリング基本方針に基づき、26事務年度の金融モニタリングを通じて得られた検証結果や課題のうち、各金融機関のより優れた業務運営（ベスト・プラクティス）や金融システム・金融市場の健全な発展につながるような事項を27年7月に金融モニタリングレポートとして公表した。 また、27年9月に公表した金融行政方針の重点施策に基づき、監督局・検査局が緊密に連携しながら、それぞれの役割を果たし、より効果的・効率的なモニタリングを実施した。 ○ グローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）等に対する適切な監督 監督カレッジを含め、海外当局との会合や電話会議の実施を通じて、グローバルに活動する我が国の金融機関（3メガバンクグループ、野村グループ、大手損保グループ）の経営実態やリスク管理に係る情報を共有するとともに、他国当局における監督実務のベスト・プラクティス等について情報収集に努めた。 ○ 大規模証券会社グループに対するモニタリング 海外金融機関の先進的な取組み事例も参考にしつつ、大規模証券会社グループのフロント部門におけるリスク管理の状況等について検証を行った。 ○ 効果的なモニタリング実施のための諸施策 収集情報の見直しや収集情報を統合的に管理・活用する態勢（ITシステムを含む）整備の参考とするため、海外当局における収集情報や当該情報を管理・活用する態勢等について調査を行った。 ○ 金融機能強化法の適切な運用 金融機関に対して、金融機能強化法の活用の検討を促すとともに、1金融機関に対して、同法に基づく資本参加を実施した（27年12月）。 また、同法に基づき国の資本参加を行った金融機関の経営強化計画等について、履行状況報告を公表した（27年8月、28年2月）。 さらに、同法に基づく資本参加金融機関の新しい経営強化計画等を公表した（27年8月）。 ○ 早期健全化法の適切な運用 早期健全化法に基づく経営健全化計画について、履行状況報告を公表した（27年6月、12月）。 また、早期健全化法に基づく資本増強行の新しい経営健全化計画を公表した（28年2月）。
2	我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備	<p>【引き続き推進】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、「金融危機管理経費」の平成28年度予算要求（42百万円）を行い、政府予算案に計上（10百万円）された。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 預金保険機構と連携した金融機関に対する検査・監督を通じて、名寄せデータの整備状況等を引き続き検証し、改善を促した。
3	金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応	<p>【改善・見直し】</p> <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、平成28年度機構・定員要求において以下の要求を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○ マクロプルーデンスの視点に立った金融行政を推進するための態勢整備のため、参事官（マクロプルーデンス担当）1名の機構及びマ

		<p>クロープルーデンス調整官1名の定員の要求を行った。</p> <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 「平成27事務年度金融行政方針」において、「グローバルなマクロ経済・金融市場や市場参加者の動向、資金の流れを把握・分析するとともに、大手金融グループを中心に、金融機関のビジネス、貸出・運用動向等のリアルタイムな把握に努める」こととした。 ○ これを踏まえつつ、庁内関係部署間の更なる連携強化を図った上で、内外の市場動向やマクロ経済情勢、金融機関の動向等について、経済統計や金融機関から新たに徴求したデータやビジネス動向に関する資料等を活用したより深度ある分析を実施するとともに、エコノミスト・アナリスト等の幅広い有識者からより高い頻度でヒアリング等を行うこと等を通じて、金融システムの安定性に関するリスクの把握に積極的に取り組んだ。 ○ 集積した情報及び分析結果についてはより幅広く庁内で共有し、金融機関へのヒアリングにおいて活用すること等により、積極的に金融行政への反映を図った。 ○ 金融システム・金融市場を巡る諸情勢について意見交換を行うこと等を目的として金融庁長官と日本銀行副総裁を含むメンバーからなる「金融庁・日本銀行連絡会」を定期的に開催するなど、引き続き関係機関との連携にも取り組んだ。
4	<p>利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p>	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、「貸金業者情報検索サービス経費」、「貸金業務取扱主任者登録に必要な経費」、「金融分野における裁判外紛争処理制度改善経費」及び「改正貸金業法に係る制度・多重債務者対策に関する広報経費」の平成28年度予算要求（26百万円）を行い、政府予算案に計上（24百万円）された。 <p><定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、保険業法改正に伴う監督体制整備のため、平成28年度定員要求において、保険サービス監視専門官1名、係長1名の要求を行った。 <p><法令・制度の整備・改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、主に以下の法令等の整備・改正を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 保険業法施行令等の改正 <p>平成26年改正保険業法における情報提供義務や意向把握・確認義務の導入などに伴う規定の整備のため、保険業法施行令、保険業法施行規則及び保険会社向けの総合的な監督指針を改正した（27年5月公布、28年5月施行予定）。</p> ○ 適格機関投資家等特例業務の制度見直し <p>適格機関投資家等特例業務の制度の見直しを内容とした「金融商品取引法の一部を改正する法律」の施行に向けて、関係政令・内閣府令等の整備を行った（28年3月施行）。</p> <p><事前分析表への反映></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、測定指標（利用者保護のための更なる政府令等の整備、振り込め詐欺救済法に基づく金融機関の被害者に対する返金率）を見直し、新たな測定指標（利用者保護のための制度整備の進捗状況、証券・金融商品あっせん相談センター等における苦情件数、振り込め詐欺救済法に基づく被害者からの返金申請の状況）を設定した。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融サービスを安心して享受できるための環境整備 <ol style="list-style-type: none"> 1 情報提供義務や意向把握・確認義務の導入等を内容とする平成26年改正保険業法を円滑に施行できるよう、保険会社と実務的な論点について深度ある双方向の議論を実施した。加えて、法改正の内容を周知するため、各種セミナーにおける講演、出版物への寄稿等を実施した。

		<p>2 保険会社や保険募集人における改正保険業法等を踏まえた準備・対応状況等について確認するため、27年10月から12月までの間、保険代理店（全61店）に対するヒアリングを実施し、その結果を公表した。</p> <p>3 システムリスク管理態勢に係る監督指針改正（26年9月・27年4月）の内容も踏まえ、サイバーセキュリティ管理態勢の整備状況やITガバナンスについて、保険会社と深度ある双方向の議論を実施した。</p> <p>○ 当局における相談体制の充実</p> <p>金融サービス利用者相談室では、金融庁・財務局が開催するシンポジウムや総務省関東管区行政評価局が開設している東京総合行政相談所での定例相談会を実施するなどして利用者相談の機会拡大、利用者保護の充実を図った。</p> <p>○ 金融ADR（裁判外紛争解決）制度の着実な実施</p> <p>1 金融トラブル連絡調整協議会を2回開催（27年6月、12月）し、各指定紛争解決機関の業務実施状況や利用者利便の向上に向けた取組み状況等について議論を行った。</p> <p>2 「金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議」の報告書（25年3月公表）の提言を踏まえ設置した、金融ADR連絡協議会を2回開催（27年5月、10月）し、指定紛争解決機関間の連携強化を図るなど、金融ADR制度の円滑な実施を図った。</p> <p>○ 多重債務者のための相談等の枠組みの整備</p> <p>1 「多重債務者相談強化キャンペーン2015」を実施し、全国各地で消費者向け及び事業者向けの無料相談会の開催等の取組みを行った（27年9月～12月）。</p> <p>2 政府広報において、上述の無料相談会についてインターネット上に広告を掲載し、広く一般国民に向けた周知を行った（27年9月）。</p> <p>3 都道府県別に、消費者向け及び事業者向けの相談窓口を記載したリーフレット82万枚を作成し、関係機関等に配布した。</p> <p>4 「多重債務者相談の手引き」の普及・活用の促進も含め、自治体の職員及び相談員等を対象として、各財務局において自治体の人材育成の支援のための研修を実施した。</p> <p>○ 振り込み詐欺救済法の円滑な運用等</p> <p>1 27年4月から28年3月までの間、振り込み詐欺救済法に基づく返金制度及び犯罪被害者等支援事業についてインターネットに掲載し、広く一般国民に向けて周知を行った。</p> <p>2 28年2月、政府広報において、被害回復分配金の支払手続等についてインターネット広告を掲載した。</p> <p>○ 振り込み詐欺への的確な対応及び不正口座利用に関する金融機関等への情報提供</p> <p>1 「平成27事務年度金融行政方針」において、「振り込み詐欺等への対応」を重点施策と定めており、金融機関における不正利用口座の利用停止等の対応状況を検証した。</p> <p>2 預金口座の不正利用防止のため、不正口座利用に関する金融機関等への情報提供を行うとともに、広く一般に預金口座の不正利用問題に対する注意喚起の観点から、引き続き、情報提供件数等を四半期毎に当庁ウェブサイトにおいて公表した。</p> <p>3 振り込み詐欺等の被害が依然多く発生している状況等を踏まえ、振り込み詐欺等の被害の未然防止に向けた取組みを促すため、全国銀行協会が実施した金融犯罪防止啓発活動に係る新聞広告への協力を行った（27年11月）。</p> <p>○ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ</p> <p>1 「平成27事務年度金融行政方針」において、「偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳への対応」及び「インターネット等を利用した非対面取引の安全対策・不正送金への対応」を重点施策と定めており、金融機関におけるセキュリティ対策等の取組み状況や、預貯金者保護法等に沿った補償状況等について検証</p>
--	--	--

		<p>した。</p> <p>2 偽造キャッシュカードやインターネットバンキング不正送金被害等に対する注意喚起の観点から、引き続き、被害発生状況及び金融機関による補償状況を四半期毎に当庁ウェブサイトにおいて公表した。</p> <p>3 金融犯罪被害を減らすため、金融機関に対して各種セキュリティ対策等の向上を促す観点から、偽造キャッシュカードやインターネットバンキング等に係るセキュリティ対策の導入状況についてアンケート調査を実施し、その結果について当庁ウェブサイトにおいて公表予定。</p> <p>○ 無登録業者等による違反行為等及び被害の防止等のための取組み</p> <p>1 無登録で金融商品取引業を行っていた者131先、虚偽告知や顧客資産の流用等の法令違反等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者23先に対して、警告書を発出するとともに、これらの業者等について、社名等を公表した。</p> <p>2 無登録業者による金融商品取引法違反等に関して、消費者庁を通じて、消費者庁に登録のある決済代行業者に対して協力依頼文書を発出した（27年4月）。</p> <p>3 適格機関投資家等特例業務について、28年3月に施行された27年改正金融商品取引法の改正内容の周知や投資家への注意喚起を行うため、以下の広報を実施した。</p> <p>— 27年10月、政府広報にプロ向けファンドを悪用した投資勧誘に注意することを呼び掛ける「投資詐欺にご注意を」を新たに掲載した。</p> <p>— 28年2月、当庁ウェブサイトにおいて、違法な適格機関投資家等特例業務届出者の取締り強化と、一般の投資者の出資の禁止などを盛り込んだ新しい制度の内容を案内する専用ページ「適格機関投資家等特例業務等を行うみなさまへ」を開設した。</p> <p>— 28年3月、当庁ウェブサイトにおいて、投資家への注意喚起を行う「詐欺的な投資勧誘等にご注意ください！」の更新版を掲載した。</p>
5	<p>資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p>	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、「地域金融機関による事業性評価に基づく融資・コンサルティング機能の発揮状況等に関する調査・研究に必要な経費」、「関係機関等との連携強化に必要な経費」、「自然災害による被災者の債務整理支援に必要な経費」、「個人債務者の私的整理に係る支援に必要な経費」及び「被災者支援施策に係る周知広報に必要な経費」について、平成28年度予算要求（282百万円※）を行い、政府予算案に計上（148百万円※）された。 <p>※復興庁所管において一括計上された分を含む。</p> <p><事前分析表への反映></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、測定指標（企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化）を削除した。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 取引先金融機関に対する顧客企業の評価を把握するため、融資先企業へのヒアリング及び企業へのアンケート調査を実施し、企業ヒアリングの結果を基に金融機関との対話を進めた。 ○ 外部有識者により構成される「金融仲介の改善に向けた検討会議」において、融資先企業へのヒアリングや金融機関へのモニタリング等を通じて得られた事実を踏まえ、金融機関における担保・保証依存の融資姿勢からの転換など、金融仲介のあるべき姿勢等について議論を行った（27年12月、28年2月）。 ○ 事業性評価に基づく融資や本業支援等を通じて、地域経済の活性化、地方創生に貢献できる金融仲介の取組みについて評価を行

		<p>うための多様なベンチマークの検討を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 担保・保証に必要以上に依存しない融資の促進に向けた当庁の取組みを周知するため、パンフレットを作成し、事業者に広く配布した（27年9月）。 ○ 年末（27年11月）、年度末（28年2月）に、金融担当大臣等から金融機関団体の代表者等に対し、中小企業等に対する金融の円滑化について直接要請するとともに、要請文を发出した。 ○ 26年2月より適用が開始された「経営者保証に関するガイドライン」について、ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させるため、金融機関等により広く実践されることが望ましい取組みを取りまとめた参考事例集の改訂版を公表するとともに、民間金融機関におけるガイドラインの活用実績の集計結果を公表した（27年7月、12月）。また、年末・年度末の金融円滑化に係る金融機関団体等への要請文において、ガイドラインの積極的な活用促進を要請した（27年11月、28年2月）。加えて、ガイドラインの趣旨を一層明確化し、ガイドラインの円滑な運用を図る観点から、ガイドラインQ&Aの一部を改定した（27年7月）。 ○ 「地域金融機関の地域密着型金融の取組み等に対する利用者等の評価に関するアンケート調査」等を通じて、地域密着型金融の推進に係る地域金融機関の取組み状況についてフォローアップを行った。 ○ 各財務（支）局等において、金融機関間の知見の向上等に資する観点から、「地域密着型金融に関する会議」（シンポジウム）を開催した（28年3月）。 ○ 金融機能強化法の適切な運用 金融機関に対して、金融機能強化法の活用の検討を促すとともに、1金融機関に対して、同法に基づく資本参加を実施した（27年12月）。 また、同法に基づき国の資本参加を行った金融機関の経営強化計画等について、履行状況報告を公表した（27年8月、28年2月）。 さらに、同法に基づく資本参加金融機関の新しい経営強化計画等を公表した（27年8月）。
6	<p>資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p>	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、「金融税制調査等経費」及び「N I S Aに関する広報等経費」の平成28年度予算要求（30百万円）を行い、政府予算案に計上（25百万円）された。 <p><法令・制度の整備・改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、主に以下の法令等の整備・改正を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成26年改正保険業法における情報提供義務や意向把握・確認義務の導入などに伴う規定の整備のため、保険業法施行令、保険業法施行規則及び保険会社向けの総合的な監督指針を改正した（27年5月公布、28年5月施行予定）。 <p><事前分析表への反映></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、測定指標（投資信託・投資法人法制の見直し、金融審議会金融分科会報告「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」の提言内容の実現に向けた取組みの進捗状況）を見直し、新たな測定指標（金融審議会金融分科会報告「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」の提言内容を踏まえた「保険業法等の一部を改正する法律」の施行に向けた取組みの進捗状況）を設定した。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ N I S A（少額投資非課税制度）の更なる利用拡大に向けた利便性向上について税制改正要望（27年8月）を行った結果、平成28年度税制改正大綱（27年12月）において、 <ol style="list-style-type: none"> 1 非課税適用確認書の交付申請書について、基準日における住民票の写し等の添付を不要とし、併せて平成30年以後の勘定

		<p>設定期間を統合する</p> <p>2 平成29年10月1日において、平成29年分の非課税管理勘定を設定しており、個人番号を告知している者については、平成30年以後の勘定設定期間に係る非課税適用確認書の交付申請書を提出したものとみなすことが盛り込まれた。</p> <p>○ N I S Aの周知、広報活動の実施について、制度の正しい理解や投資家の金融リテラシー向上を図りつつ、制度を着実に普及・定着させるため、積極的な広報に努めることとし、制度の概要や趣旨等について政府広報オンラインや金融庁ウェブサイトへの公表を引き続き実施した。また、広報の機会として、日本経済新聞社「資産形成応援プロジェクト」の一環として開催された「N I S Aの日特別セミナー」を後援したほか、新聞・雑誌等による取材、セミナー等における講演依頼に随時対応した。</p> <p>○ 顧客の中長期的な資産形成を支援する勧誘・販売態勢の検証結果について、金融モニタリングレポートの中で取りまとめたほか、「平成27事務年度金融行政方針」において、「フィデューシャリー・デューティーの浸透・実践」を重点施策の一つとして設定した。</p>
7	市場インフラの構築のための制度・環境整備	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、「店頭デリバティブ取引情報の蓄積・分析システム経費」及び「有価証券報告書等電子開示システム経費」の平成28年度予算要求（1,226百万円）を行い、政府予算案に計上（820百万円）された。 <p><定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、金融市場インフラ構築に係る内外一体的な対応及び店頭デリバ・短期金融市場の制度整備などを実施するための体制強化のため、平成28年度定員要求において、市場インフラ構築調整官1名、市場インフラ構築係長1名の要求を行った。 <p><法令・制度の整備・改正></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、主に以下の法令等の整備・改正を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 保険会社を取引情報保存・報告制度の対象に加えること等を盛り込んだ内閣府令を整備した（27年4月施行）。 ○ 一定の店頭デリバティブ取引を行う金融商品取引業者等に対する電子情報処理組織の使用の義務付けや、国外から金融商品取引業者等に電子取引基盤の提供を行う者の許可制度等を盛り込んだ「金融商品取引法の一部を改正する法律」（24年9月成立）に関して、政令・内閣府令等を整備した（27年9月施行）。 ○ 中央清算されない店頭デリバティブ取引への証拠金授受の義務付け等を盛り込んだ内閣府令等を整備した（28年3月公布、28年9月施行予定）。 <p><事前分析表への反映></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、測定指標（国債取引等の証券決済・清算態勢の強化に向けた取組みの支援及び国際合意に則した清算機関等への適切な監督の実施）を見直し、新たな測定指標（国債取引等の証券決済・清算態勢の強化に向けた取組み状況及び国際的な議論に則した清算機関等の制度整備状況）を設定した。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組について、金融庁のウェブサイトにおいて、その取組状況を公表する等、積極的に支援した（27年6月、12月）。 ○ 今般の標的型攻撃といった新たなセキュリティ侵害等の増加を受け、情報セキュリティ対策の一層の強化を図り、E D I N E Tをより安定運用することを目的として、「有価証券報告書等電子開示システム緊急整備経費」の平成27年度補正予算要求（2,185百万円）を行い、政府補正予算に計上（2,185百万円）された。

		<p>現在、E D I N E T に対し追加的なセキュリティ対策を実施中である。</p> <p>○ 27年7月にマイクロソフト社からWindows10がリリースされたことに伴い、開示情報利用者の利便性及び開示書類提出者の負担軽減に資するため、E D I N E T に対し必要な改修を行った。</p>
8	市場機能の強化のための制度・環境整備	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、「コーポレートガバナンスの更なる推進に係る事業費」の平成28年度予算要求（25百万円）を行い、政府予算案に計上（18百万円）された。 <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、コーポレートガバナンスの更なる推進のための体制整備のため、平成28年度機構・定員要求において、企画官（企業統治担当）1名の機構及び課長補佐1名、係長1名の定員の要求を行った。 <p><法令・制度の整備・改正></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、主に以下の法令等の整備・改正を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京証券取引所は、コーポレートガバナンス・コードを策定し、27年6月1日より上場会社に対して適用を開始した。 ○ 新規・成長企業へのリスクマネー供給強化等を図る観点から、投資型クラウドファンディングの利用促進、新規上場に伴う負担の軽減等のための改正を盛り込んだ「金融商品取引法の一部を改正する法律」が公布・施行された（27年5月）。 <p><事前分析表への反映></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、測定指標（「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書（25年12月25日公表）等を踏まえた制度整備に係る進捗状況、投資法人に関する規制の見直しの進捗状況、「日本版スチュワードシップ・コード」（26年2月26日策定）の定着に向けた取組み等の実施状況）を見直し、新たな測定指標（26年5月に改正された金融商品取引法及びそれに基づく関係政令及び内閣府令等の制度整備に係る進捗状況、不動産投資市場活性化に向けた取組に係る検討状況、「日本版スチュワードシップ・コード」（26年2月26日策定）及び「コーポレートガバナンス・コード」（27年6月1日適用開始予定）の定着に向けた取組みの実施状況）を設定した。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議を設置（27年8月）。これまでに取締役会のあり方、CEOの選解任、政策保有株式、企業と機関投資家との間の建設的な対話について議論。議論の結果を踏まえ、現在までに以下のとおり意見書を2回公表し、国内外へ情報発信を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ― 「コーポレートガバナンス・コードへの対応状況と今後の会議の運営方針」（27年10月20日公表） ― 「会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けた取締役会のあり方」（28年2月18日公表）
9	市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、「企業財務諸制度調査等経費」、「証券取引等監視委員会一般事務費」、「証券取引等監視経費」、「デジタルフォレンジック関連システム運用経費」、「インターネット巡回監視システム運用経費」、「情報収集・分析態勢強化経費」及び「課徴金制度関係経費」の平成28年度予算要求（232百万円）を行い、政府予算案に計上（222百万円）された。

		<p><定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取引事案に対する審判・訴訟対応体制整備のため、平成 28 年度定員要求において、証券調査審理官 1 名、証券調査官 1 名の要求を行った。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 監視手法の多面的・複線的活用による機動的な市場監視の実施 行政処分や刑事告発等の一定の「出口」とはならず、監視手法の多面的・複線的活用を進め、感度を一層高めた情報収集・分析を行うとともに、対応を要する問題にタイムリーに取り組んだ。 ○ クロスボーダー取引の拡大等による市場のグローバル化への対応 クロスボーダー取引による違反行為に対しては、国際的な情報交換の枠組み等を積極的に活用し、27 年度においては、台湾、韓国、米国、豪州当局の協力を得て、課徴金勧告を行った。 ○ 市場規律の強化に向けた取組み 市場規律の強化に向けた取組みとして、検査・調査を通じて把握した、経営・内部管理態勢等を含めた問題点について、その根本原因の的確な追究を行った。上場企業に関する開示の適正性の確保の観点から、上場会社の経営環境の変化等に伴う潜在的リスクに着目したテーマ等を選定し、その情報収集・分析に努めた。 また、投資者保護を図るためには、違法行為の未然防止が最も効果的であり、自主規制機関を含む市場関係者等による自主的な取組みを通じた市場規律機能の強化を通じて、こうした効果が得られるよう、監査役協会をはじめ新たな関係先を含む市場関係者等との対話・認識の共有を積極的に行った。 さらに、監視委員会発足後初めて地方で委員会を開催するなど、効果的な情報発信に努めた。 ○ I T 技術の進展等に対応するための情報収集・市場監視力の強化 I T 技術の進展に対応するための検査・調査技術としてのデジタルフォレンジックを積極的に活用し、その体制強化を図った。また、H F T、アルゴリズム取引等の取引の複雑化・高度化に対応するため、市場監視システムの改修、追加開発を行うとともに、証券会社や機関投資家へのヒアリング等により実態把握を行った。 ○ 金融商品取引法 26 年改正を踏まえ、第二種金融業品取引業協会と連携しつつ、第二種金融商品取引業者の協会加入促進を図るとともに、協会に加入しない者については、社内規則の整備状況等について確認を行った。 (協会員：27年3月末92社 → 28年3月末372社)
10	市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、「検査等一般事務費」の平成 28 年度予算要求（28 百万円）を行い、政府予算案に計上（27 百万円）された。 <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、平成 28 年度機構・定員要求において、以下の要求を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 適格機関投資家等特例業務届出者等に対する監督体制の強化のため、課長補佐 1 名、係長 1 名の要求を行った。 ○ 適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査体制の強化のため、統括検査官 2 名の機構及び特別検査官 2 名、証券検査官 2 名の定員の要求を行った。 <p><法令・制度の整備・改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適格機関投資家等特例業務の制度見直し

		<p>成長資金の円滑な供給を確保しつつ、投資者の保護を図るため、適格機関投資家等特例業務を行う者について、一定の欠格事由を定め、契約の概要及びリスクを説明するための書面の契約締結前の交付の義務付け等を行うとともに、業務改善命令、業務停止命令等の監督上の処分を導入する等の措置を講ずることを盛り込んだ「金融商品取引法の一部を改正する法律」の施行に向けて、関係政令・内閣府令等の整備を行った（28年3月施行）。</p> <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ オン・オフ（検査・監督）一体的なモニタリングの推進 モニタリングの実施に当たっては、規模・特性等を踏まえつつ、監督局・監視委員会において、緊密に連携しながら、オンサイト・オフサイトを有機的に活用することで、より効果的・効率的なモニタリングを実施できるよう、モニタリングの枠組みの見直しを行った。 ○ 監督カレッジを含め、海外当局との会合や電話会議の実施を通じて、グローバルに活動する我が国の金融機関（3メガバンクグループ、野村グループ、大手損保グループ）の経営実態やリスク管理に係る情報を共有するとともに、他国当局における監督実務のベスト・プラクティス等について情報収集に努めた。
11	市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、「懲戒処分経費」、「課徴金制度関係経費」、「公認会計士等検査経費」及び「試験実施経費」の平成28年度予算要求（106百万円）を行い、政府予算案に計上（101百万円）された。 <p><定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、海外監査監督当局との協力・連携機能の充実・強化に向けた体制整備のため、平成28年度定員要求において、室長補佐1名、係長1名の要求を行った。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、監査法人等における監査品質の一層の向上に向け、品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査を的確に実施した（27年度検査件数9件）。とりわけ新日本有限責任監査法人に対する検査で認められた問題点等を踏まえ、審査会において大規模監査法人を中心とした検査の実効性向上に向けた対応策を検討し、28年3月に公表した。 ・ 評価結果を踏まえ、27年10月、東京で監査監督機関国際フォーラム（I F I A R）の中間会合及び作業部会を開催し、監査品質の向上及び恒久的事務局の設置を含むI F I A Rの機構改革について積極的に議論に貢献した。
12	国際的な政策協調・連携強化	<p>【改善・見直し】</p> <p><定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、国際的な資金洗浄及びテロ資金供与対策に関する体制整備のため、平成28年度定員要求において、課長補佐1名の要求を行った。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、また、27年9月金融庁が策定した「平成27事務年度金融行政方針」に示された、「国際的な金融規制改革の取組みに関する戦略的な対応」の方針も踏まえ、以下の通り、国際的な金融規制改革に積極的に参画・貢献した。 ○ 「経済成長と金融システム安定との両立を確保しうる国際金融規制の構築の実現」に向け、広く国際的なコンファレンスの場等を活用した当庁長官、金融国際審議官等による講演、海外メディア等への寄稿を行い、規制体系が世界経済全体のために最適なものになっているかを再検証すべきであるとの当庁の考え方を積

		<p>極的に発信した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ G20アンタルヤ・サミット（27年11月）において、「重大で意図せざるいかなる影響にも対処することを含め、規制改革の実施及び影響並びに我々の全体的な目的とそれらとの継続的な整合性を監視し、評価する」という規制の検証を実施していく旨の内容を含んだ首脳宣言が採択された。また、金融安定理事会（F S B）において、我が国より、各国の市場環境や銀行セクターの構造・制度の違い等を考慮するとともに、その規制が実体経済に与える影響にも十分配慮することが必要である旨を主張し、それが反映された形で、27年11月にT L A Cに関する基準が合意に至り、最終化された。更に、規制の実施による市場参加者の行動の変化等を考慮に入れた、包括的な規制の影響評価の実施を提案するなど、国際的な議論に建設的に提言を行った。 加えて、F S Bの会議をホストする等、F S Bの運営にも積極的な貢献を行っている。 ○ 「国内の課題と国際的課題の一体的対応」を行うため、銀行勘定の金利リスク等の重要課題について、国内規制・監督担当者と国際交渉担当者とプロジェクト・チームを編成し、検討を実施した。そこでの議論に基づき、バーゼル銀行監督委員会（B C B S）に対し、第2の柱に基づく金利リスクの監督手法での対応を提言した。こうした働きかけにより、B C B Sにおいて、第2の柱による対応の方向性が確定した。 ○ O E C Dコーポレートガバナンス・プリンシプルの改訂及びG 20による承認を主導した。 ○ 金融国際審議官が国際会計基準（I F R S）財団モニタリング・ボード（M B）議長を、国際担当参事官がO E C Dコーポレートガバナンス委員会副議長を、L E I規制監視委員会（R O C）の初代副議長（28年1月まで。2月以降は取引情報調整官が後任として副議長職に就任）を、国際政策管理官が保険監督者国際機構（I A I S）執行委員会共同副議長を、郵便貯金・保険監督総括参事官が証券監督者国際機構（I O S C O）第6委員会（格付会社）副議長を、当庁職員がI O S C O第5委員会（投資管理）の副議長を、それぞれ務め、国際的な議論を主導した。 ・ 評価結果を踏まえ、また、「平成27事務年度金融行政方針」に示された、「国際的なネットワーク・金融協力の強化」の方針も踏まえ、以下の通り、海外監督当局との連携強化等を行った。 ○ 「国際的なネットワークの強化」の観点から、28年1月にE U、27年12月にスイスの金融当局等との間で二国間協議を実施し、金融規制等に関する議論を行うとともに、27年12月には、台湾との間で第1回日台定期金融協議を実施した。 ○ 27年6月には、アラブ首長国連邦中央銀行（C B U A E）と銀行監督上の情報交換に関する書簡交換を行った。 ・ 評価結果を踏まえ、以下の通り、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の国際的推進に積極的に貢献した。 ○ 20年に実施された金融活動作業部会（F A T F）による第3次対日相互審査に対する第12、13回目のフォローアップ報告書作成において、関係省庁との連携のもと対応を行い、関連政省令の公布等の我が国のF A T F勧告実施への取組みについてF A T Fメンバー国より最大限の理解及び支援を得ることに貢献した。また、デリスキング（過度なリスク・アバース）の問題等の議論に積極的に貢献した。
13	アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、「国際開発金融機関協力経費」、「新興市場国等を対象にした金融行政研修に必要な経費」、「アジア等の金融インフラ整備支援等に関する事業に必要な経費」、「グローバル金融連携センター(仮称)経費」について、平成28年度予算要求（344百万円）を行い、政府予算案に計上（257百万円）された。

<定員要求>

- ・ 評価結果を踏まえ、グローバル金融連携センター（仮称）の運営に係る体制強化のため、平成28年度定員要求において、係長1名、係員1名の要求を行った。

<事前分析表への反映>

- ・ 評価結果を踏まえ、施策名（アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調）の見直し（アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調）を行った。

<その他の反映状況>

- ・ 評価結果を踏まえ、また、「平成27事務年度金融行政方針」に示された、「国際的なネットワーク・金融協力の強化」の方針も踏まえ、以下の通り、アジアの金融インフラ整備支援事業及びアジアの新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業を実施した。
 - ミャンマー、タイ、インドネシア、ベトナム及びモンゴル等の金融当局との間の覚書締結・書簡交換に続き、27年6月にカンボジア国立銀行（NBC）、カンボジア証券取引委員会（SECC）との間でそれぞれ金融技術協力に係る書簡交換（EOL）を実施した。
 - PDCAサイクルを念頭に置いて日系金融機関等の意見を幅広く聴取した上で、ミャンマー、タイ、インドネシア、ベトナム及びモンゴル等について深度ある金融協力を実施した。
特に、ミャンマーにおいては、ミャンマー財務省等の証券監督能力強化を支援するために長期専門家として派遣している当庁職員や財務総合政策研究所等と協働してミャンマーの証券取引法令整備及び証券取引所設立支援を実施し、ヤンゴン証券取引所の開所を実現した（27年12月）。
 - 27年11月及び28年3月に、アジアの途上国の銀行・証券・保険監督当局の職員を招へいし、日本の銀行・証券・保険分野のそれぞれの規制・監督制度や取組み等について、金融庁職員等による研修事業を実施した。
 - 27年9月のアジア太平洋経済協力（APEC）財務大臣会合において、APEC加盟国のうち参加を表明した国が投資者保護上の要件を満たしたファンド（投資信託等）について、相互に販売を容易にし、規制の共通化をはかるための枠組み（アジア地域ファンドパスポート）への参加表明文書に署名した。
- ・ 評価結果を踏まえ、また、「平成27事務年度金融行政方針」に示された、「国際的なネットワーク・金融協力の強化」の方針も踏まえ、以下の通り、アジア金融連携センターを運営した。26年4月にアジア金融連携センターを設置して以降、同センターにおいて、アジア諸国の金融当局者を順次招へいし、計39名の研究員・インターン生がプログラムを修了した（27年度では、24名）。長期滞在の研究員については、滞在期間中最初の1ヶ月程度で、基礎的な講義の受講と併せて、外部関係機関や研究所等への訪問等を実施し、その後、各研究員の関心事項に応じたテーマ別研修、意見交換等の機会を提供した。PDCAサイクルを念頭に置いて、修了生等の意見を幅広く聴取した上で、研修内容を更に充実させた。こうした取組みにより、知日派の育成を着実に実施した。28年2月には、ドバイ・ボツワナを含む7カ国9名の研究員の受入れを開始した。
- ・ 評価結果を踏まえ、各国との経済連携協定等のうち、特にTPP協定については、日本の金融機関・企業の積極的な進出を促進しアジア太平洋地域の成長を日本に取り込むことにつながるものであることから、金融庁として積極的に交渉に参加・貢献した。TPP協定は27年10月に大筋合意（28年2月に署名）に至り、27年11月には政府としてTPPに関連する政策の目標を明らかにする「総合的なTPP関連政策大綱」が策定された。また、金融庁として、大筋合意後は業界団体への説明会開催等協定内容の対外説明に努めている。

14	金融サービスの提供者に対する事業環境の整備	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、「世界の主要国際金融センター等における立地競争力強化に係る調査研究等事業費」及び「英語発信力強化のための経費」の平成28年度予算要求（67百万円）を行い、政府予算案に計上（59百万円）された。 <p><法令・制度の整備・改正></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下の関係法令等の整備・改正を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 決済高度化及び金融グループ法制の検討 金融審議会の「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」及び「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」の報告書の内容を踏まえた、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案を国会に提出した（28年3月提出）。 <p><事前分析表への反映></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、測定指標（官民ラウンドテーブル及び同作業部会の開催実績、「金融・資本市場活性化に向けての提言」を踏まえた金融・資本市場活性化策の検討作業）を見直し、新たな測定指標（金融機関等との意見交換の会合（官民ラウンドテーブル等）の開催実績、「金融・資本市場活性化に向けての提言」及び「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」等を踏まえた金融・資本市場活性化策の検討作業、決済高度化及び金融グループ制度のあり方についての検討状況）を設定した。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 官民による持続的な対話の実施 官民ラウンドテーブル「民間資金を活用した公共施設・社会資本整備等を促進するための金融面からの取組み」作業部会は、その検討を踏まえ、報告書を取りまとめた（27年6月29日公表）。 また、地域の実情を踏まえつつ成長マネーの供給促進を図るため、行政当局と地元企業等との意見交換等の場として、「地域の成長マネー供給促進フォーラム」を開催した。 ○ 金融・資本市場活性化策の検討 25年11月より、財務省と共同で「金融・資本市場活性化有識者会合」を開催。会合において取りまとめられた「金融・資本市場活性化に向けての提言」及び「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」に盛り込まれた施策の進捗の評価や、我が国の金融・資本市場活性化のために重要であると考えられる新たな課題等について意見書「金融・資本市場活性化有識者会合意見書」を公表（27年6月） これらの取組みを金融庁一体として推進すべく、いかなる方針で金融行政を行っていくかについて、「平成27事務年度金融行政方針」として公表（27年9月）。 本方針においては、質の高い金融仲介機能の発揮等を通じ、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の実現を目指すことを明らかにしている。 このような姿の実現を目指し、「活力ある資本市場と安定的な資産形成の実現、市場の公正性・透明性の確保」等に向けた取組みを進めた。
15	金融行政についての情報発信の強化	<p>【改善・見直し】</p> <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、金融行政が何をめざすかを明確にするとともに、その実現に向け、いかなる方針で金融行政を行っていくかについて、「平成27事務年度金融行政方針」として公表した。 評価結果を踏まえ、国民にとって重要と考えられる施策、あるいは

		<p>は関心が高い施策については、金融庁ウェブサイトの特設サイトを設けたほか、政府広報も活用して施策を周知したり、注意喚起を促すなどの取組みを行った。</p> <p>また、英語ワンストップ窓口において、当庁宛の海外からの問い合わせを一括で受け付け、迅速な回答に取り組んだほか、タイムリーな情報発信を行うため、新着情報の概要を「FSA Weekly Review」として週一回英語で公表した。</p> <p>さらに、英語で発信すべき情報等を検討し、コンテンツの充実を図ったほか、重要な政策決定等については、発表資料の概要を積極的に掲載するなどの取組みを行った。</p>
16	金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備	<p>【引き続き推進】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、「金融知識等普及施策のためのパンフレット等作成経費」、「金融経済教育を考えるシンポジウム関係経費」及び「金融知識普及施策奨励経費」等の平成28年度予算要求（54百万円）を行い、政府予算案に計上（19百万円）された。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> 金融庁や関係団体から構成される金融経済教育推進会議において、「最低限身に付けるべき金融リテラシー」の内容を項目別・年齢層別に具体化・体系化した「金融リテラシー・マップ（以下「マップ」という。）」を27年6月に改定・公表した。 大学生に対して、マップに基づいた授業を関係団体と連携して5大学で実施した。さらに28年度において取組みを拡大するため、大学に対して働きかけを行った。 金融取引の基礎知識をまとめたガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」及び未公開株取引等に関するトラブル防止を解説した「「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を改定し、金融庁ウェブサイトに掲載するとともに、全国の高校・大学・地方公共団体等へ配布した。 関係団体と連携しながら、一般の方々が金融トラブルに巻き込まれないよう注意を促すことを目的として、「金融トラブルから身を守るためのシンポジウム」を全国5箇所で開催したほか、金融リテラシー（知識・判断力）の向上を図ることを目的とした相談会を開催した。
17	金融行政を担う人材の確保と資質の向上	<p>【改善・見直し】</p> <p><事前分析表への反映></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、測定指標を見直し、定量的な測定指標を設定した。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> 職員のキャリアパスに係る希望や適性等に配慮しつつ、金融行政の各専門分野において計画的な人事配置・人材育成を行うとの方針に基づき、専門性を意識した人事・任用や、能力・実現主義に基づく公平・公正な人事を継続的に実施した。 高い専門的知識を有する人材を積極的に任用するとの方針に基づき、金融機関をはじめとする金融実務経験者や弁護士・公認会計士などの専門家を、官民人事交流法や任期付職員法を活用して、年間を通じて積極的に採用した。 金融庁業務の国際性の涵養や専門性の習得を図るべく、国際機関、海外監督当局、在外公館や、民間企業、地方自治体、大学等への出向の拡大を図った。特に新興国への若手職員の派遣を積極的に行った。 27年1月に策定した「金融庁 女性職員活躍と職員のワークライフバランス推進のための取組計画」に基づき、PDCAサイクル

		<p>による業務効率化・職場環境の改善に向けた取組みやテレワークの推進、育児休業からの復帰者を対象とした意見交換等、同計画に掲げた施策を着実に実行するなど、ワークライフバランス推進のための職場環境の整備を行った。</p> <p>○ 業務上のニーズを一層研修に反映させるよう、研修内容の検証・見直しを行い、金融モニタリングの基礎となる銀行業務を理解するための研修や、IT・セキュリティ人材の育成に向けた基礎知識の付与を目的としたIT研修(eラーニング)の新設など、研修内容の充実を図った。</p>
18	<p>学術的成果の金融行政への導入・活用</p>	<p>【改善・見直し】</p> <p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、「国際コンファレンス経費」、「金融研究会関係経費」、「研究論文執筆関係経費」の平成28年度予算要求(9百万円)を行い、政府予算案に計上(9百万円)された。 <p><事前分析表への反映></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、測定指標を見直し、新たな測定指標(金融経済学勉強会及び金曜ランチの開催状況)を設定した。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究成果の庁内へのフィードバック <p>27年4月以降、研究官等による研究成果をまとめ、ディスカッションペーパーとしてウェブサイト上に掲載した3本について、研究者による論文発表や、庁内関係者からコメントを得るなどを通じて、行政と研究者の交流を行った。</p> ○ 学術研究との架け橋となり、庁内外との相互交流の充実 <ol style="list-style-type: none"> 27年4月以降、金融をはじめ様々な分野の実務家研究者等を講師とする、庁内職員が自由に参加できる勉強会(通称「金曜ランチ」)を、計30回(通算では291回)開催(職員の参加は、最大109名、平均56名。)し、講演後に会議参加者と講演者が活発な質疑応答を行った。 27年4月以降、アカデミズム等の金融有識者が最先端の研究内容を発表し、金融庁の行政官等との議論を通じて、金融行政・アカデミズムの両方に必要な新たな視点・論点を探求する勉強会(金融経済学勉強会)を庁内にて計9回開催した。
19	<p>金融行政における情報システムの活用</p>	<p>【改善・見直し】</p> <p><定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、庁内情報システムに係る情報セキュリティ対策強化のための体制整備のため、平成28年度定員要求において、係長1名の要求を行った。 <p><事前分析表への反映></p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、測定指標(情報システム調達の適正化)を見直し、新たな測定指標(最適化の早期実現、情報システムの見直し及びそれに伴う運用コストの削減)を設定した。 <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 政府情報システム改革ロードマップに基づく改革(情報システム数及びスタンドアロンコンピュータ台数の削減への取組み)を実施した。 情報セキュリティ対策の推進について、引き続き情報管理研修及び情報セキュリティに関する各種規則の遵守状況に係る職員の自己点検を実施した。

20	災害等発生時における金融行政の継続確保	<p>【引き続き推進】</p> <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」について、より実践的な記載とするとの観点から、改定を行った。また、新型インフルエンザ等対策訓練を踏まえて、「金融庁業務継続計画（新型インフルエンザ等対応編）」に基づき策定される「新型インフルエンザ等対応業務継続マニュアル」の改定を行った。 ○ 政府防災訓練への参加に加え、業務継続計画の実効性を検証・確認するため、職員の安否確認訓練、参集訓練及び金融庁災害対策本部の設置・運営訓練などを実施した。また、一般社団法人全国銀行協会と連携した訓練を実施した。さらに、新型インフルエンザ等の国内感染期における対応について、政府対策本部運営訓練と連携して、金融庁新型インフルエンザ等対策本部幹事会の運営訓練等を実施した。
----	---------------------	---

表6-4-（4） 事業評価方式により評価を実施した政策

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	金融庁行政情報化LANシステム設計・構築経費（次期LANシステム）	<p>【引き続き推進】</p> <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、引き続き経費削減に努めていくほか、業務処理時間の短縮を図っていく。
2	金融庁業務支援統合システムの開発（成果重視事業）	<p>【引き続き推進】</p> <p><その他の反映状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年3月に本システムの開発が完了し、今後、システムの安定運用及び事業に伴う効果の発現についてフォローアップを実施する。

表6-4-（5） 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	特定投資信託に係る受託法人の課税の特例	<p>【引き続き推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、特定投資信託に係る受託法人の課税の特例については、引き続き、租税特別措置法上に存置されている。
2	特定目的信託に係る受託法人の課税の特例	<p>【引き続き推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、特定目的信託に係る受託法人の課税の特例については、引き続き、租税特別措置法上に存置されている。
3	特定目的会社に係る課税の特例	<p>【引き続き推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果を踏まえ、特定目的会社に係る課税の特例については、引き続き、租税特別措置法上に存置されている。

4	<p>生命保険会社等が独立行政法人福祉医療機構と締結する保険契約に係る課税標準の特例</p>	<p>【引き続き推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果を踏まえ、生命保険会社等が独立行政法人福祉医療機構と締結する保険契約に係る課税標準の特例については、引き続き、租税特別措置法上に存置されている。
---	--	---

